

いそファミ通信

5月号



今年から住民検診が変わります！！

厚生労働省は、メタボリック対策全国民体制として、40歳から74歳の方を対象に**特定健診**の義務化を実施。メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)など生活習慣病のリスクが高いグループと、その予備軍を抽出し、レベル分けした上での健康診断や保険指導をおこなうこととなります。

❖対象者❖

対象となるのは、健康保険組合や国民健康保険など、すべての40歳以上74歳以下の保険者。自営業者や専業主婦、被保険者の被扶養者も対象になります。会社で行われていた企業健診でも、特定健診で決められた検査項目が企業健診に組み込まれることになり、市町村が40歳以上の住民に行っていた住民健診は廃止され、特定健診がその代わりになります。

❖特定検診の内容❖

1. 既往歴の調査(服薬歴、喫煙習慣も含む)
2. 身長、体重、腹囲、BMI
3. 血圧
4. 血液検査
(GOT、GPT、 γ -GPT、中性脂肪、HDL コレステロール、血糖、HbA1c)
5. 尿検査(尿糖、尿蛋白)
6. 医師が必要と認めたときは、心電図検査、貧血検査など

従来の癌検診の主な要項に変更はありませんが、一部負担金が変わっていますので、ご注意ください。

胃がん検診： 2000 円
肺がん検診： 無料(ただし、喀痰検査を実施する場合は 1000 円負担)
大腸がん検診： 500 円
前立腺がん検診： 1500 円(昭和 33、28、23、18、13、8、3 年 大正 12、7、2 年 明治 41 年生まれの男性のみ)

いずれの健診も75歳以上の後期高齢者の方、65歳以上、75歳未満で後期高齢者医療被保険者の交付を受けている方、生活保護世帯に属する方、市民税非課税世帯に属する方は、負担金が免除されます。

腹囲(ウエスト回り)が基準値を超えていたり、肥満がある場合は、血糖値、中性脂肪やコレステロール値、血圧、喫煙の有無によって、生活習慣病のリスクを判定します。

異常値の数によって生活習慣病のリスクを判定し、動機づけ支援や積極的支援という保健指導を行い、生活習慣の改善を行います。

❖検診を受けるには❖

一宮市の場合、40歳から74歳の方は、医療保険者から対象者に特定健康診査受診券が、75歳以上の方は、後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療健康診査受診券が送付されます。届き次第、受診券と被保険者証を持って市内協力医療機関を受診してください。

行く前に実施機関に実施時間を確認するとともに、必要に応じて日時を予約してください。受診前に質問票に目をとおしておいていただくと受診時間が短縮できます。

受診期間は受診券到達から10月末日までとなっています。終了期間付近は混雑が予想されますので、早めの受診をおすすめします。